

福泉信用組合 融資商品説明書【教育ローン】

(2025年4月1日現在)

1. 商品名	・教育ローン
2. ご利用いただける方	・下記に該当する組合員の方(出資金 1,000 円以上10,000円以内) ・福井県職員 ・福井県警察職員 ・福井県立高等学校教職員 ・福井県立特別支援学校教職員 ・福井県内市町立小中学校教職員 ・福井県行政と関係の深い非営利法人職員
3. おつかいみち	・ご本人またはその子女の大学・専門学校・その他各種学校等に係る費用 ・学校納付金(入学金・授業料・教材等購入費用等) ・在学中の該当子女の住居費・生活費等 ・受験費用・予備校費用・留学費用 ・他金融機関等の教育ローンの借換費用 ※申込時点において 3 か月前までの支払済費用も対象といたします。
4. お借入金額	・1 万円以上 3,000 万円以内(1 万円単位)
5. お借入期間	・1 か月以上 30 年以内(据置期間を含む)
6. お借入金利	[変動金利型] ・お借入金利は契約日の当組合所定の金利が適用されます。 ・お借入れ後の金利は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、毎年 2 回(4、10 月)の見直し時期に当組合の判断で金利の見直しを行い、それぞれ 7 月、1 月の約定返済日の翌日より新金利を適用いたします。
7. 給与振込優遇金利	・毎月 1 万円以上の給与振込をいただいた場合、所定の金利より 0.10%の優遇金利を適用いたします。優遇金利の適用期間は、給与振込確認日の翌日から翌月末までとなります。 ※賞与のみの振込は対象となりません。
8. ご返済方法	・給与控除による、「毎月返済」と「毎月返済と賞与时増額返済(年 2 回)の併用返済」をお選びいただけます。 ※賞与时返済に充てることができるのはお借入額の 50%以内となります。 ・該当するご本人またはその子女が該当の学校等を卒業するまで元金の返済を据え置くことができます。 ※据置期間中は毎月お利息のみの返済となります。 ・元利均等返済または元金均等返済をお選びいただけます。 [元利均等返済] ・毎月のご返済額(ご返済元金+お利息)を一定額にする返済方法です。 [元金均等返済] ・毎月のご返済元金を一定額にして、お利息を加算した金額をご返済額とする方法です。毎月のご返済額は変動します。 ※約定返済日は毎月給料日(21 日)・賞与返済日は 6 月 30 日および 12 月 10 日とさせていただきます。約定返済日・賞与返済日が土・日・祝祭日・および国民の休日等休日の場合には前営業日といたします。 ※退職時に融資残高がある場合は、退職金での返済をお願いします。
9. 融資方法	・融資金は当組合普通預金口座に入金いたします。
10. 担保・保証人	・借入限度額以内のご融資は、原則として無担保無保証人です。 ・借入限度額＝本俸×勤続年数×17/12 ※借入限度額には既存の借入残高を含みます。 ※借入限度額が 500 万円に満たない場合は、限度額を 500 万円とします。 ※但し、以下の場合や審査結果に応じて、配偶者・家族等を連帯保証人をお願いする、もしくは当組合が必要と認めた物件(土地・建物)に当組合を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ・勤続年数が 6 か月未満の場合 ・勤続年数が 6 か月以上 1 年未満で、200 万円を超えるお申込みの場合 ・借入限度額を超えるお申込みの場合 ・その他組合が必要とした場合 ※抵当権を設定する場合は、対象土地建物の所有者の方を連帯保証人とします。 ※抵当権設定登記に要する費用につきましては、別途ご負担いただきます。
11. お申込みに必要な書類	[ご本人] ・直近の給与明細(写) ・前年の源泉徴収票(写) ・入学証明書・在学証明書・納付書・契約書・概算見積書等、資金使途・金額の

	確認ができる書類(写) ・(借換の場合)他金融機関等の残高証明書等、ローン種類・残高の確認ができる書類 [連帯保証人] ・直近の給与明細(写) ・前年の源泉徴収票(写) ・その他当組合が必要とする書類
12. 各種手数料	・不要です。
13. 保証料	・不要です。
14. 苦情処理措置および紛争解決措置	[苦情処理措置] ・ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは当組合の下記窓口をご利用ください。 [窓口] 福泉信用組合 顧客サービスグループ 住所: 福井市大手 3 丁目 17-1 (福井県庁内) TEL: 0776-21-8412 [紛争解決措置] ・下記センターにおいて紛争の解決を図ることも可能です。当組合顧客サービスグループまたは下記窓口にお申し出ください。 [窓口] 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 住所: 東京都中央区京橋 1-9-5 (全国信用組合会館内) TEL: 03-3567-2456 [センター] 東京弁護士会 紛争解決センター TEL: 03-3581-0031 第一東京弁護士会 仲裁センター TEL: 03-3595-8588 第二東京弁護士会 仲裁センター TEL: 03-3581-2249
15. その他	・[事業利用分量配当金] ・年度ごとにお支払いいただいた貸付利息に対して、事業利用分量配当金をお支払いします。但し、配当率は年度ごとに変動します。また、配当できない場合もあります。 ・お借入金利および返済額試算等については、店頭・お電話・渉外時、または当組合ホームページで確認が可能です。 ・投機目的・事業性融資のお取り扱いはありません。 ・お申込みに際しては、当組合所定の審査が必要となります。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合がございます。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

[福泉信用組合ホームページ] <https://www.fukusen.jp>